

# 茨城県労働保険指導協会だより

令和3年新春号

時間外労働&休日労働には  
36協定の締結&届出が義務です

## 目次

- 2〜3P… 36協定Q&A
- 4〜5P… 36協定の基礎知識
- 6〜7P… 36協定の記載例

(限度時間を超えない場合/限度時間を超える場合)

一方で、南海トラフ地震の起きる確率は今後30年間で70%といわれております。その際の経済的損失は約220兆円に上ると想定されています。



必要に応じて各種雇用関係助成金の申請手続きを進めた方がよいと思います。法定三帳簿である出勤簿、労働者名簿、賃金台帳に加えて、過去の売上わかる資料があれば、主だった雇用関係助成金の申請が可能です。

旧年中は新型コロナウイルス感染症の多大なる影響がありました。休業を余儀なくされた方々、売上が低下して事業の見直しを迫られた事業主様も多かったと思います。



新型コロナウイルス感染症拡大の対策と同時に、南海トラフ地震の対策を合わせて計画することが求められております。一つの場所での業務をすることは集中管理ができるというメリットがありますが、これからはIT技術を活用して事務や経営を分散する時代に入ったと思います。



今年はリモートワーク等、IT技術をどう雇用環境に取り入れていくかを充分研究する年だと思われれます。

人事、労務、経営に関する取り組みが大きく変化し始めている中、皆様の新たな生活様式、働き方の研究の一助となるよう、今年度も当会一丸となって、研究・情報発信に努めてまいります。

今年も宜しくお願い致します。  
令和三年元旦 職員・役員一同



当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 029-825-5560 (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。  
「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」

# 社会保険に加入しましょう



経営者の方も  
所得補償のある労災保険  
に任意で加入すれば  
安心です。

## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば  
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、  
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご  
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。  
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



## 厚生年金保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
（飲食業、理容業、等の一部の  
業種は任意加入）



## 雇用保険

31日以上引き続き雇用が見込まれ、  
1週間の所定労働時間が  
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）  
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

64歳以上の方の  
雇用保険料の  
徴収をお忘れなく



## 健康保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
（飲食業、理容業、等の一部の  
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険の  
加入対象が段階的に広がります



当会では **窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています**

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金のお手続き
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等



### 社会保険労務士 36名

西村治彦、原田淳也、杉山尚、  
齋藤正雄、橋本宗太郎、松浦良介、  
津久井美知子、塩島英和、西拓也、  
武藤真義、西村由希恵、武藤雅子、  
舘野真一、山崎勝則、  
菱野義将、山崎千恵理、山本均、  
小山真史、有田公明、  
齋藤慎、沼田敦、内野大輔、  
竹内俊介、大代淳、榊原庄二、  
村野雅一、伊藤益弘、和泉智孝、  
林浩太、山本隆史、神長寛人、  
江本亜美、堀口晋作、長和浩  
大森桂子、岩崎由帆

最高責任社会保険労務士事務所の所員と  
西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより

検索

西村治彦の日記

検索



詳しくは当会まで



029-825-5560

茨城県労働保険指導協会

検索



### 今月の深堀り知識

- ★変形労働時間制とは何ですか？
- ★変形労働時間制における時間外労働は何ですか？
- ★変形労働時間制における労働時間（時間外労働）の上限は何ですか？

内容詳細：厚生労働省のホームページをご覧ください。  
関連記事：4ページ表「時間外労働の上限」  
6～7ページ「36協定の記載例」

変形労働時間制とは：業務の繁閑に合わせて労働時間を設定  
できる制度です。平均した1週あたりの所定労働時間が、  
1週の法定労働時間内（40時間）であれば、法定労働  
時間を超えることがあっても時間外労働とはなりません。

変形労働時間制の種類は、1年、1カ月、1週間単位  
の3つです。サービス業や小売業、飲食業に多く見ら  
れるのは、1カ月単位の変形労働時間制です。

「1カ月単位の変形労働時間制」における時間外労働の考え方  
次の3つが時間外労働となります。

- ①1日について：「労使協定または就業規則その他これに  
準ずるものにより、8時間を超える時間を定めた日はその  
時間、それ以外の日は8時間」を超えて労働した時間
- ②1週間について：「労使協定または就業規則その他これに  
準ずるものにより、40時間（事業所によっては44時間）  
を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は40  
時間（事業所によっては44時間）」を超えて労働した時間  
（①で時間外労働となる時間を除く）

③変形期間について：「変形期間における法定労働時間の  
総枠」を超えて労働した時間（①または②で時間外労働  
となる時間を除く）。

変形労働時間制における「時間外労働（労働時間）の上限」

- ★1年単位の変形労働時間制：10時間／日、52時間／週  
という労働時間の制限があります。時間外労働の上限  
は1月42時間、1年に320時間（記載例6ページ）。
- ★1週間単位の変形労働時間制：10時間／日の労働時間の  
制限があります。
- ★1カ月単位の変形労働時間制：時間外労働の上限は通常  
と同じですが、前述のとおり、時間外労働の定義が通  
常とは異なりますので、ご注意ください。